

お知らせ

就学援助制度

町では、経済的な理由で公立の小・中学校へ児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助をしています。

対象者 次の就学援助認定基準1から3を満たす場合で、教育委員会が援助を必要と認める人

【就学援助認定基準】

- 1 収入見込額から社会保険料支払額を控除した額が認定基準額（生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定める基準に準拠し算定した額）の1.3倍を超えていない人
- 2 次の①から⑨のいずれかの措置を受けた人（ただし、減免は災害による場合のみ）

①生活保護の停止または廃止
②市町村民税の非課税（障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の人のみ）

- ③児童扶養手当の支給
- ④市町村民税の減免
- ⑤個人事業税の減免
- ⑥国民年金の掛金の全額免除（世帯・生計同一者全員）

⑦国民健康保険の保険料の減免、徴収の猶予

⑧社会福祉資金貸付制度の貸付
⑨固定資産税の減免

3 その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める人

申請方法 希望される保護者は、子どもが通学している学校へ相談し、申請書（学校備え付け）に必要事項を記入の上、学校に提出してください。また、申請書には、児童扶養手当の証書など必要書類の添付が必要です。

※今年度、認定を受けていた人も申請が必要です。

申請時期 当初認定の場合、在校生は1月から2月、新1年生は4月上旬までです。また、年度途中であっても随時申請を受け付けます。

援助費用 学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代などです。（ただし、認定日によって支給できないものもあります）

子どもが通学している学校
学校教育課学校教育係 ☎（962）4820

源泉徴収票は大切に保管（年金受給の皆さん）

【源泉徴収票とは？】

老齢年金を受けている人へ、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できません。年金事務所にお問い合わせください。

障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。

【確定申告が必要な場合】

○2つ以上の年金を受けている人で、扶養親族等申告書を提出している場合

○年金以外に給与などの収入がある場合

○源泉徴収で受けることのできなかった控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）があるため所得税を納め過ぎとなっている場合

☎松山西年金事務所【自動音声案内】
☎（925）5105

☎保険健康課保険年金係 ☎（962）7057

障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で身体障害者などに準ずる者として町長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となり、確定申告などにより所得税や町・県民税の所得控除を受けることができます。

町では、申請により一定要件を満たした場合に、障害者控除対象者認定書を発行しています。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けていない人で、認定書交付申請

時に本町の要介護認定を受けている人

対象者 申請書に必要な事項を記入の上、介護福祉課の窓口へ提出してください。

持ってくるもの 印鑑

☎介護福祉課障がい福祉係 ☎（962）7255

「軽四輪貨物自動車」「消防団用ポンプ車」「小型乗用自動車」を入札により売却します

所在地	宮内1392番地（町役場）	宮内1350番地2（砥部消防署内）	総津396番地（町国民健康保険診療所）
概要	売却物件	軽四輪貨物自動車	消防団用ポンプ車
	初年度登録	平成21年5月	平成8年3月
	自動車検査証有効期限	令和元年5月28日	令和2年3月17日
	排気量	650cc	4,560cc
最低売却価格	181,000円	150,000円	10,000円
最低入札保証金	9,050円 （売却価格の5%以上）	7,500円 （売却価格の5%以上）	500円 （売却価格の5%以上）
町有地詳細	○物件の詳細は、企画財政課にある物件調書をご覧ください。 ○物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。参加申し込みの前に必ず現地、諸規制などの調査確認を行ってください。		
入札参加資格	暴力団関係者でない人		
入札参加申込	企画財政課にある「普通財産売払資格審査申請書」と発行から3カ月以内の住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）および印鑑証明書を、企画財政課に提出してください。（郵送可） ※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。		
入札参加申込期限	1月24日金までの土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時		
入札の方法	参加資格があると認められた場合は、2月21日金までに入札保証金を納付し、受付期間内に砥部郵便局に届くよう、入札書、入札保証金納付済書の写し、入札保証金還付請求書、入札保証金還付先通知書を、郵送により企画財政課に提出してください。		
入札書受付期間	2月18日火～27日木まで		
開札日	3月2日月		
落札者の決定	落札者は、最低売却価格以上の価格で最高の価格を入札した者とし、ただし、落札者となる者が複数ある場合は、くじ引きにより決定します。		
注意事項	郵送は、「砥部郵便局留」で特定記録郵便か簡易書留に限ります。		
問い合わせ	企画財政課契約資産係 ☎（962）7250		

消費者トラブル 無料法律相談会

悪質商法などの消費者トラブルに遭われた人を対象に、法律の専門家による無料法律相談会を開催します。利用される場合は、3日前までに電話で予約してください。

日時 1月30日（木）13時30分～16時30分

場所 役場1階相談室1

相談員 司法書士と消費生活相談員（相談時間は1人あたり約30分程度）

☎消費者相談窓口（地域振興課内）
（962）2367

蜜蜂飼育は 届け出が必要

養蜂業者のほか、趣味で飼育をしている人も年に一度飼育届を提出しなければなりません。

提出期限 1月31日（金）

提出方法 農林課または広田支所に置いてある「蜜蜂飼育届」に必要事項を記入の上、農林課に提出してください。（郵送可）

☎農林課農業振興係（962）5667
〒791-2195 宮内1392